



廃 対 第 308 号
令和 6 年 12 月 16 日

一般社団法人茨城県建築士事務所協会 御中

水戸市長 高 橋 靖

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の改正に係る意見公募
について（お知らせ）

初冬の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市におきましては、令和 7 年 4 月施行に向けて水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び同施行規則の改正作業を進めております。

つきましては、これに対する御意見を募集しておりますので、送付資料を御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の改正（案）について
（詳細については添付資料のとおり）

2 意見の提出期限

令和 7 年 1 月 14 日（火）

3 意見等の提出方法

直接提出 又は郵送	〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市生活環境廃棄物対策課
F A X	029-232-9297
Eメール	iken.haitai@city.mito.lg.jp

問合せ先：水戸市生活環境部廃棄物対策課

担当 小玉和哉，亀丸建吾

電話 029-350-8035

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の改正について

1 改正の目的

これまで本市では、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（以下「埋立て等」という。）について、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「市条例」という。）及び水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、5,000㎡未満の埋立て等について許可対象とし、5,000㎡以上の埋立て等は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「県条例」という。）の許可対象として、共に連携した対応を図ってまいりました。

今般、茨城県は、令和7年4月1日の宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）による規制の運用開始（※1）にあわせ、県条例について、①「災害の防止」（※2）及び「生活環境の保全」（※3）の二つの目的のうち、「災害の防止」に係る規制については、盛土規制法を適用するほか、②許可対象とする埋立て等区域の面積について、3,000㎡を超えるものに引き下げるため、改正を予定しております。

本市におきましても、引き続き茨城県と連携し、不法な埋立て等の防止を図るため、市条例及び規則について必要な改正をするものです。

※1 規制区域を指定する必要がある。なお、中核市である本市は、茨城県の規制区域には含まれない。

※2 埋立て等の高さや法面の勾配等の埋立て等の工法等に係る規制をいう。

※3 埋立て等に用いる土砂等のpH値や有害物質（ひ素、鉛等）に係る規制をいう。

2 改正の概要

(1) 「災害の防止」に係る市条例の適用面積の見直し

埋立て等に対する「災害の防止」に係る規制は、市条例により対応するため、5,000㎡未満としている面積要件について、上限なく適用対象とします。

なお、「災害の防止」については、令和8年4月1日から盛土規制法による規制に移行することを予定しております。

(2) 「生活環境の保全」に係る市条例の適用面積の見直し

県条例との整合を図るため、5,000㎡未満から3,000㎡以下とします。

3 改正の内容

項目	現行	改正案
市条例の適用面積	「災害の防止」及び「生活環境の保全」に係る規制ともに5,000㎡未満	(1) 「災害の防止」に係る規制 面積要件を上限なしとします。 (2) 「生活環境の保全」に係る規制 3,000㎡以下とします。

4 施行期日

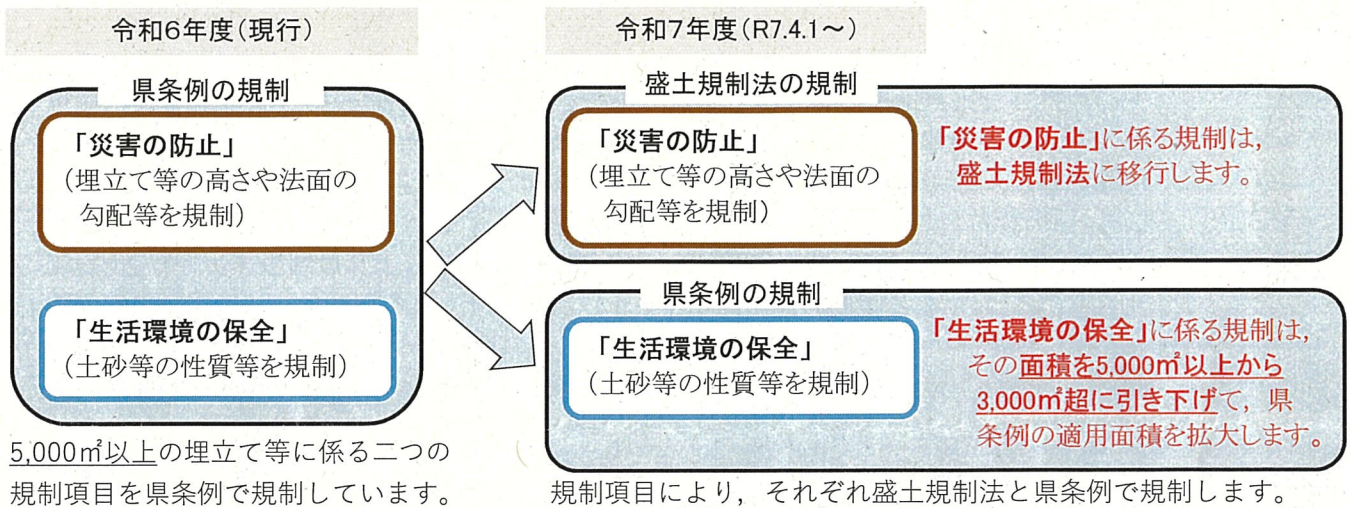
令和7年4月1日

5 補足

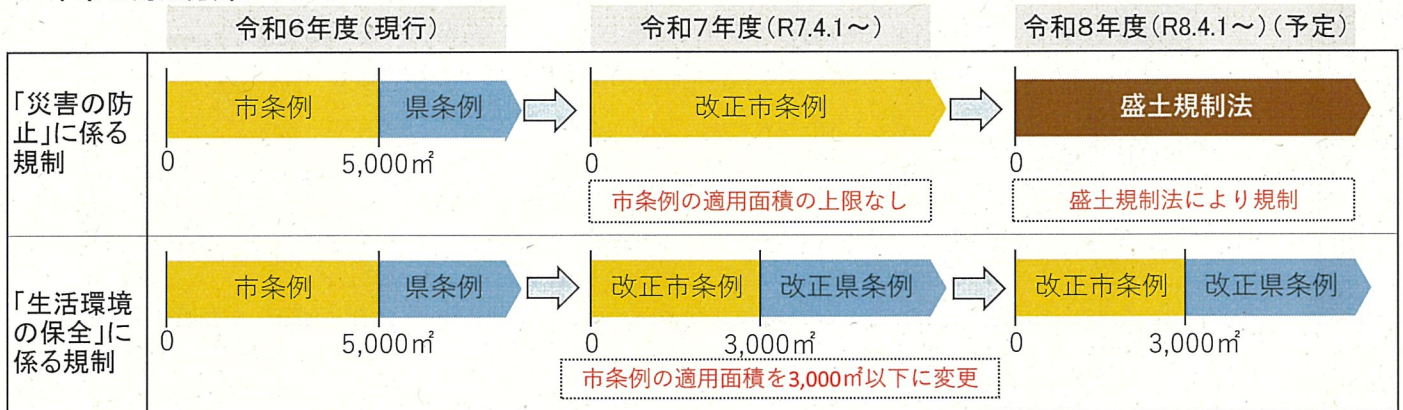
今回の市条例及び規則の改正の後、令和8年4月1日の本市における盛土規制法の運用開始にあわせて、改めて市条例及び規則の改正を予定しております。

県条例の改正と本市の対応方針(イメージ図)

1 県条例の改正について



2 本市の対応方針について



3 令和7年度の申請窓口について(本市内で埋立て等をする場合)

- (1) 3,000㎡以下の場合 **水戸市**廃棄物対策課 (災害の防止及び生活環境の保全)
- (2) 3,000㎡超の場合 **水戸市**廃棄物対策課 (災害の防止) 及び **茨城県**廃棄物規制課 (生活環境の保全)

<参考> 本市以外の県内市町村の対応(例)

